

セキュリティ要件適合評価・認証 及びラベル取得申請等のための手引

令和7年3月



JSM-02-A

独立行政法人情報処理推進機構

目次

第1章 目的.....	1
第2章 本制度に関して	1
第3章 用語.....	1
第4章 適合ラベル取得申請前の準備.....	1
4.1 使用する言語について	1
4.2 適合ラベル取得申請に関する最新情報の入手	1
4.3 適合ラベル取得申請に必要な事項.....	2
第5章 適合ラベル取得申請の準備	4
5.1 適合ラベル取得のための要求事項について	4
5.2 適合ラベル取得申請に必要な書類の提出.....	6
5.3 申請手数料.....	7
第6章 適合ラベル取得申請の手続き.....	7
6.1 自己適合宣言による適合ラベル申請・取得	7
6.2 適合評価・認証による適合ラベル申請・取得	8
6.3 申請中の申請書記載事項変更の取扱い	10
6.4 申請中案件の申請取下げの取扱い.....	10
6.5 申請中案件の公開の取扱い	11
第7章 適合ラベルの利用条件.....	11
第8章 適合ラベル取得後の各種申請手続き	12
8.1 製品情報等の記載事項の変更手続き	12
8.2 セキュリティ情報の記載事項の更新・記載手続.....	12
8.3 製品型番の追加手続き	13
別紙.....	14
別表.....	17
様式集.....	18

セキュリティ要件適合評価・認証及びラベル取得申請等のための手引

制定 令和 7 年 3 月 11 日 2024 情セ技第 192 号

第 1 章 目的

「セキュリティ要件適合評価・認証及びラベル取得申請等のための手引」（以下「本手引」という。）は、独立行政法人情報処理推進機構（以下「機構」という。）が、認証機関として実施するセキュリティ要件適合評価及びラベリング制度（以下、「本制度」という。）において、申請者が適合ラベルを取得し、維持するために必要な手続に関して説明するものです。

第 2 章 本制度に関して

本制度の規程に関しては、「セキュリティ要件適合評価及びラベリング制度の基本規程（JSS-01）」（以下「制度基本規程（JSS-01）」という。）を参照してください。また、「セキュリティ要件適合評価・認証及びラベル取得等に関する要求事項（JSM-02）」（以下「ラベル取得要求事項（JSM-02）」という。）等の規程類も参照してください。

本制度の Web サイトの参照先は以下のとおりです。

<https://www.ipa.go.jp/security/jc-star/index.html>

第 3 章 用語

本手引で使用する用語は、ラベル取得要求事項（JSM-02）を参照してください。

第 4 章 適合ラベル取得申請前の準備

本章では、適合ラベルの取得申請前に申請者が理解しておくべき事項を説明します。

4.1 使用する言語について

申請者が作成する申請書類及び手続等で使用する言語は、日本語を原則とします。やむを得ない場合は英語による作成も可とします（日本語の指定がある場合を除く）が、日本語での問合せ対応ができる体制を整えるようにしてください。なお、日本語又は英語以外で記載された申請書類では適合ラベル取得申請は行えません。

また、法人格を証明する書類等の添付書類の原文が日本語又は英語のいずれでもない場合は、原文に加えて、日本語訳又は英語訳を提出する必要があります。日本語訳又は英語訳のいずれかの提出がない場合、適合ラベル取得申請は受け付けられませんので、ご注意ください。

4.2 適合ラベル取得申請に関する最新情報の入手

(1) 適合ラベルの取得申請や手続きについての参考情報

本制度の Web サイトに、申請や手続を行うための情報をまとめた“申請手続き”ページが掲載されていますので参照してください。

<https://www.ipa.go.jp/security/jc-star/shinsei/index.html>

(2) **様式について**

本手引の「別表」に申請で使用する様式の一覧表があります。

申請で使用する様式の最新版が、上記“申請手続き”ページの各手続き内及び“規程集”ページの「JSM-02-A 様式ダウンロード」に掲載されていますので、申請者は手続の内容に応じて最新版の様式をダウンロードし、該当の記入例と注意事項を参照して提出書類を作成してください。

最新版の様式を使用せずに作成された提出書類の場合、申請受付差戻となる場合がありますので、ご注意ください。

(3) **要求事項及び手続について**

ラベル取得要求事項（JSM-02）及び本手引の各項目を十分に確認してください。

(4) **適合ラベルの取得対象について**

適合ラベルを取得しようとする IoT 製品が、制度基本規程（JSS-01）で定義される本制度で対象とする「IoT 製品」の条件に合致していることを確認してください。条件に合致していなければ、適合ラベル取得申請は行えません。

(5) **適合基準・評価手順等について**

適合基準・評価手順は、最低限の脅威に対応するために IoT 製品のセキュリティ機能として最低限満たしてほしい製品共通の適合基準・評価手順（★1）と、製品類型ごとの特徴に応じて設定される脅威に対応するために IoT 製品のセキュリティ機能として満たしてほしい段階的な適合基準・評価手順（★2、★3 及び★4）の 4 つのレベルがあります。

本制度における自己適合宣言による適合ラベルは、★1 又は★2 での適合基準・評価手順に従って申請者が自ら行った適合評価の結果を記載したチェックリストに基づき、機構が交付するものです。また、適合評価・認証による適合ラベルは、★3 又は★4 での適合基準・評価手順に従って第三者の評価機関による適合評価の実施及び機構による認証に基づき、機構が交付するものです。

取得申請を行う適合ラベルについて、達成しようとしているレベルに該当する最新の適合基準、評価手順、及び評価ガイドの各項目を十分に確認してください。また、よくある質問、ガイダンス、補足情報等についても確認してください。

なお、旧バージョンの適合基準、評価手順、評価ガイドについては、当該バージョンに明記された猶予期間内に申請を行うことを条件に、新バージョン発行後も継続して利用することができます。猶予期間終了後は、旧バージョンを用いた申請が受理されませんので、新バージョンの適合基準、評価手順、評価ガイドに従ってください。

4.3 適合ラベル取得申請に必要な事項

申請者は、適合ラベル取得申請に先立って、以下に掲げる事項の準備を行います。

(1) **取得対象の適合ラベルで達成しようとするレベルの決定**

取得しようとする適合ラベルで達成しようとするレベルを決定する必要があります。

★1 又は★2 は自己適合宣言による適合ラベル取得申請、★3 又は★4 は適合評価・認証による適合ラベル取得申請となり、準備しなければならない提出物が異なりますので、ご注意ください。

(2) **申請書等の作成**

申請者は、適合ラベル取得申請をするにあたり、必要な事項を記載した申請書を作成し

ます。必要に応じて、補足資料を作成・準備してください。

申請代行を行う場合には申請者からの委任状が必要となります。有効な委任状がない場合には申請代行は認められませんので、ご注意ください。

(3) 自己適合宣言（★1、★2）の申請の場合

① チェックリストの作成

申請者は、適合ラベルを取得する IoT 製品に対して、決定したレベルに対応する適合基準・評価手順に従って自らが適合評価を行い、チェックリストを作成します。

② 証跡の作成と保管

申請者は、サーベイランス等の際にチェックリストの記載内容の妥当性の根拠説明ができるようにするため、チェックリストの記載内容を裏付ける文書類や評価結果、実機テスト結果報告書等の証跡を作成し、保管する必要があります。

なお、証跡は、適合ラベルの有効期間内は保管し続ける必要があることに留意してください。適合ラベルの有効期間中にもかかわらず証跡が保管されていないことが判明した場合、適合ラベルの付与取消し事由に該当します。

(4) 適合評価・認証（★3、★4）の申請の場合、

① 評価機関の選定

- a. 申請者は、適合ラベルを取得する IoT 製品に対して、決定したレベルに対応する適合基準・評価手順に従って適合評価を実施する評価機関を選定してください。

その際、適合評価の公平性及び独立性を担保する観点から、申請者及び当該 IoT 製品の IoT 製品ベンダーと利害関係のない、第三者の評価機関を、本制度の Web サイト上の“セキュリティラベリング制度（JC-STAR）”についての詳細情報” ページ内の「JC-STAR 評価機関」のなかから選定する必要があります。

- b. 評価機関の承認のための試行評価を兼ねた適合評価の場合、以下の制約を前提として、承認前の評価機関からも選定することができます。

- 適合ラベル取得申請の受付は、評価機関の承認申請を当該評価機関が機構に届けた後となる
- 適合ラベルは、当該評価機関が機構から評価機関の承認がされた後に発行される。また、評価機関として承認されなかった場合は、適合ラベルが発行されない

- c. 評価機関が本件評価中に認証機関より承認を取り消された場合は、適合ラベルは発行されないことをご了解ください。

② 適合評価用提供物件の準備

申請者は、評価機関に提供する評価用 IoT 製品を、遅くとも適合評価が始まるまでに準備する必要があります。

- a. 評価機関との間で、対象物と数量、提供時期等を打ち合わせて合意します。取得申請の責任を持つ者が“申請責任者”となり、適合評価及び認証に必要な情報を評価機関及び認証機関に提供したり、現地検査の対応をしたりする体制を構築しておくことが必要です。特に、申請者と IoT 製品ベンダーが異なっている場合等は、あらかじめ適合評価用提供物件や現地審査等の対応に関して合意を得ておいてください。
- b. 申請者の管理下でない適合評価用提供物件に関しては、社内外にかかわらず

開発、製造、配送等の関係者に、あらかじめこれらの提供について合意を得ておく必要があります。

- c. 「申請受付受理書兼申請手数料通知書」(様式 2-4) の有効期間は 12 か月です。同受理書の有効期間内に適合評価を終了する必要がありますので、適合評価用提供物件の提供が確実になってから取得申請の手続きを行ってください。

第 5 章 適合ラベル取得申請の準備

本章では、申請者が適合ラベルの取得申請の準備として行うことを説明します。

5.1 適合ラベル取得のための要求事項について

申請者は、適合ラベル取得を申請するにあたり、以下の要求事項への同意が必要です。同意がない場合、適合ラベル取得申請は受け付けられませんので、ご注意ください。

(1) 秘密保持規程への同意

- ① 秘密情報の取扱は、「セキュリティ要件適合評価及びラベリング制度の認証機関及びラベル発行機関の組織及び業務運営に関する規程 (JSM-01)」(以下「業務運営規程 (JSM-01)」という。) の定めに従うものとします。
- ② 申請者は、別紙で定める「秘密保持規約」への同意が必要です。適合ラベル取得申請書において「秘密保持規程への同意チェックボックス」にチェックしたことをもって「秘密保持規約」に同意したとみなされます。

なお、秘密保持規約への同意なき場合は、適合ラベル取得の申請は行えません。

- ③ 適合評価・認証による適合ラベル (★3、★4) の申請の場合、申請者は、適合評価の実施にあたって自らの要望により、「セキュリティ要件適合評価・認証及びラベル発行業務取扱手順 (JSM-01-A)」(以下「ラベル発行業務取扱手順 (JSM-01-A)」という。) で定める「適合評価・認証用秘密保持契約書」を追加で締結することができます。

また、申請者以外の関係者 (例えば、開発、製造、配送等の委託先、評価対象に含まれる部品や基盤ソフトの供給元等) が評価用提供物件 (現地での評価を含む) を提供する必要がある場合、当該関係者は、申請者を通じて機構との間で秘密情報の保持契約を締結することができます。

これらの手続きの詳細は、ラベル発行業務取扱手順 (JSM-01-A) で定めます。

(2) 適合ラベルの有効期間内のサポート

- ① 適合ラベルを取得した製品 (以下「ラベル取得製品」という。) について、適合ラベルの有効期間内は、適合ラベル取得後に判明したセキュリティ上の不具合又は脆弱性に対して適切な是正対応を行わなければなりません。適切な是正対応とは、判明した不具合又は脆弱性を解決するための対応策であり、ソフトウェア／ファームウェアのアップデートファイルの提供の他、製品交換等による対応を含みます。
- ② 適合ラベルの有効期間内に、ラベル取得製品に重大な脆弱性が検知された場合、機構から指定された期限内に是正措置を実施するよう要求されることがあります。このような要求を受けた場合には、指定された期限内に適切な是正対応を行う義務を負います。
- ③ 判明した不具合又は脆弱性の是正対応のためのサポートは原則として無償で提供してください。

ただし、セキュリティ上の不具合や脆弱性への対応を含む保守契約とセットでなければ購入できないラベル取得製品については、当該保守契約を締結することをもってサポートが提供されているとみなします。この場合の保守契約は有償でも構いません。また、購入契約を締結しなければ購入できないラベル取得製品、又は利用者に直接的な保守契約を要求しないラベル取得製品（レンタル・リース専用製品として使われる製品等）の場合は、当該製品のすべての利用者を申請者が把握していること、及びサポート条件を明示した契約等を取り交わし、合意していることを条件に、有償・無償を含め、サポート条件を当事者間で決定することができます。

- ④ 申請書には、③のサポート終了日を明記してください。なお、サポート終了日が2年以内の場合、適合ラベルの有効期間はサポート終了日までとなります。
- ⑤ サポート終了日が2年以上先であって、かつ未定の場合には「適合ラベルの有効期間のチェックボックス」にチェックしてください。この場合、自動的に適合ラベルの有効期間内は③のサポート期間として扱われます。したがって、サポート終了日が未定であり、且つ2年以上先であることが確約できない場合には、適合ラベル取得申請は行えないことを留意してください。
- ⑥ 機構からセキュリティ上の不具合又は脆弱性の是正対応のための期間が通告され、且つその期間内に是正措置が取られなかった場合、適合ラベルの付与取消し対象となる場合もありますので、ご注意ください。

(3) サイバーセキュリティに関連する国内法令等の規準への遵守

本制度は、経済産業省の監督のもとで実施されています。必要に応じて、サイバーセキュリティに関連する国内法令等の規準に対する申請内容の遵守性について、機構は経済産業省に照会し、その照会結果を踏まえて必要な対応を取ることがあります。

(4) サーベイランスへの協力

本制度の信頼性を確保するため、ラベル取得製品に対し、機構は、必要に応じてサーベイランスを実施します。サーベイランスを実施する通知を受領した際には、申請者は、機構が実施するサーベイランスが円滑に実施できるように必要な協力をしなければなりません。サーベイランスへの協力を拒んだ場合、直ちに適合ラベルは取り消されます。

(5) 証跡の保管（ただし、★1 又は★2 に限る。）

自己適合宣言による適合ラベル（★1、★2）の申請の場合、申請者は、サーベイランス等の際にチェックリストの記載内容の妥当性について根拠説明ができるようにするため、適合ラベルの有効期間中はチェックリストの記載内容を裏付けるための関連する文書類や評価報告書、実機テスト結果報告書等の証跡を保管しておかなければなりません。サーベイランス等を実施する際に、機構から証跡の提出が要求されることがあります。

(6) 評価機関によるサイト訪問への協力（ただし、★3 又は★4 に限る。）

適合評価・認証による適合ラベル（★3、★4）の申請の場合、評価機関によるサイト訪問が実施される場合があります。サイト訪問が実施される場合には、評価機関による審査が円滑に実施できるように必要な協力をしなければなりません。サイト訪問に関する事項は、評価機関にご確認ください。

5.2 適合ラベル取得申請に必要な書類の提出

申請者は、適合ラベル取得申請に必要な以下の書類を用意し、機構に提出してください。提出に当たっては、本制度の Web サイトの“申請手続き”ページに記載された提出方法に従ってください。

(1) 適合ラベル取得申請確認書

以下のいずれかの方法による、申請責任者名義の「申請確認書」（様式 2-1）を作成します。なお、申請代行の場合は、申請代行組織の申請責任者名義の申請確認書を作成してください。

- 電子証明書（申請責任者の組織名義）を用いた電子署名
- 申請責任者の記名押印
- 申請責任者の署名（自署）

(2) JC-STAR 適合ラベル申請書（様式 2-2、以下「申請書」という。）

本制度の Web サイトの“申請手続き”のページに記載の「申請書の書き方」を参照して以下の項目等を記入します。なお、申請書は更新されることがありますので、必ず最新版の申請書であることを確認してください。

また、申請書の記載に当たっては、以下の点に留意してください。

- 日本語で記入する必要があります。
- 申請書又は申請手続きにおいて「ホームページに公開する」又は「Web サイトで公開する」と明示された項目に記載された内容及び当該項目に関連して必要に応じて申請書に添付される文書については、適合ラベルが交付されると機構が管理する Web サイトにて掲載されます。
なお、ラベル取得製品リストへの掲載日の希望日を記載している場合には、当該希望日以降に速やかに掲載されます。
- 申請書及び付随する文書について、本制度の適正な運用・管理を目的として、秘密保持規約の範囲で、経済産業省商務情報政策局サイバーセキュリティ課と共有することがあります。
- 添付する文書は、原則として PDF ファイルで準備してください。PDF ファイルの利用が困難である場合には、事前に機構に相談してください。

(3) 法人格を証明できる書類

申請書において法人番号を記載しないで申請する場合には、法人登記簿謄本等の法人格を証明できる書類が必要です。法人登記簿謄本等を添付する際は、以下の要件をすべて満たすことが必要です。

- 会社・法人の登記事項証明書又はこれに準じるものを提出してください。
- 発行日から 6 か月以内かつ最新な書類であることが必要です。
- 海外法人の場合は、公的な機関が発行した納税証明書で代用できます。
- 法人格を証明する公的書類等の提出書類の原文の記載が日本語又は英語のいずれでもない場合は、申請者は原文の他に日本語訳又は英語訳を提出してください。日本語訳又は英語訳のいずれかの提出がない場合、申請は受領されません。

(4) チェックリスト（自己適合宣言による適合ラベル（★1、★2）の申請の場合に限る）

申請者は、適合ラベルを取得する IoT 製品に対して、申請するレベルに対応する適合基準・評価手順に従って自らが適合評価を行い、チェックリストを作成します。

取得申請を行う適合ラベルについて、申請するレベルに該当する最新の適合基準、評価

手順、及び評価ガイドの各項目を十分に確認してください。また、よくある質問、ガイドランス、補足情報等についても確認してください。

なお、旧バージョンの適合基準、評価手順、評価ガイドについては、当該バージョンに明記された猶予期間内に申請を行うことを条件に、新バージョン発行後も継続して利用することができます。猶予期間終了後は、旧バージョンを用いた申請が受理されませんので、新バージョンの適合基準、評価手順、評価ガイドに従ってください。

(5) 委任状

適合ラベル取得申請等の手続きにおいて、申請者から申請の権限を委任された代理人（以下「申請代行者」という。）が実際の申請作業を行う場合、権限を委任した当該申請者（以下「申請委託者」という。）からの「委任状」（様式 2-3）の提出が必要となります。委任状には、申請委託者名義の以下のいずれかの証明が必要です。

- 電子証明書（申請委託者の組織名義）を用いた電子署名
- 申請委託者の記名押印
- 申請委託者の署名（自署）

なお、申請を代行する場合、申請確認書は、申請代行者の名義にて行うこととなります。

5.3 申請手数料

- (1) 申請者は、機構からの適合ラベル取得申請の受理通知を受けたら、当該通知に記載された機構が定める申請手数料（ラベル発行業務取扱手順（JSM-01-A）別表に記載された額を原則とする）を振り込んでください。振込に当たっては、振込者名の前に受理通知に記載された「受理番号」を記載してください。
- (2) 申請者は、振込予定日の 2 営業日前までに「振込通知書」（様式 2-5）を機構に提出ください。振込通知書の提出がない場合や振込者名に受理番号の記載がない場合には、申請手数料の支払い確認が生じ、確認完了までの時間がかかりますので、ご注意ください。
- (3) 一旦支払われた申請手数料は、事由にかかわらず、一切返金されません。また、申請手数料の支払い確認ができるまでは、機構は適合ラベルの発行作業に着手する一切の義務を負いません。

第 6 章 適合ラベル取得申請の手続き

本章では、適合ラベル取得申請が受け付けられ、さらにラベルの取得に至るまでの手順を説明します。受付は、「受領」及び「受理」の 2 段階で行われます。

なお、申請を申請代行者が実施する場合は、適宜、申請者を申請代行者と読み替えてください。

6.1 自己適合宣言による適合ラベル申請・取得

- (1) 申請者は、適合ラベルを取得しようとする IoT 製品が求められるセキュリティ要件を満たすことを示すために、★1 又は★2 の適合基準及び評価手順に従って自らが適合評価を行い、チェックリストを作成します。必要に応じて、評価機関や検証事業者の評価を依頼してもかまいません。
- (2) 申請者は、JC-STAR 適合ラベル申請書、(1)で作成したチェックリスト（ただし、申請日前 90 日以内に作成したものに限る）及び必要な添付書類（5.2 参照）を揃えて、機構

が指定する方法により、機構に適合ラベルの取得申請を行います。チェックリストの提出に当たり、証跡の提出は必要ありませんが、適合ラベルの有効期間中は証跡の保管義務があることに留意してください (5.1 参照)。

- (3) (2)で提出された書類一式が受領されると、機構から「受領番号」が記載された受領通知文が送付されます。機構に対して質問等を行う場合には、受領番号を明記するようにしてください。なお、この段階では、申請はまだ受理されていないことに留意してください。
- (4) 機構は、(2)で提出された書類一式について、経済産業省とともに必要な確認手続きを行い、内容に不備があれば申請者に申請差戻を行います。申請者は、申請差戻通知を受領したら、2 週間以内に必要な修正を行い、書類を再提出してください。2 週間以内に再提出がない場合、申請は申請者により取り下げられたものとして扱われます。
- (5) 確認手続きの結果、申請受理可と判断されると、機構から「受理番号」が記載された「申請受付受理書兼申請手数料通知書」(様式 2-4) が申請者に発行されます。一方、申請受理不可と判断された場合には、申請は却下され、手続きは終了します。
- (6) 申請者は、申請受付受理書兼申請手数料通知書を受領したら、60 日以内に当該通知書に記載された額の申請手数料を支払ってください (5.3 参照)。機構からの当該通知書の送付後、事前連絡なく、60 日以内に振込がない場合は、申請は申請者により取り下げられたものとして扱われます。
- (7) 申請手数料の支払いが確認されると、機構から申請対象の IoT 製品に対する適合ラベルが申請者に交付されます。申請者は、交付された適合ラベルを自らの責任で管理してください。適合ラベルは、第 7 章 適合ラベルの利用条件に従い、当該 IoT 製品等への貼付のほか、プロモーション等にも利用することができます。ただし、適合ラベルの著作権は、機構が保有することに留意してください。
- (8) 適合ラベルの交付と同時に、(2)で提出された書類一式に「公開」と指定された箇所の情報が、機構が管理する Web サイトの製品情報ページに掲載されます。ただし、ラベル取得製品リストへの掲載日の希望日を記載している場合には、当該希望日以降に速やかに掲載されます。申請者は、掲載された内容に誤り等がないことを確認してください。

6.2 適合評価・認証による適合ラベル申請・取得

- (1) 申請者は、適合ラベルを取得しようとする IoT 製品が、求められるセキュリティ要件を満たすことを示すために、★3 又は★4 の適合基準及び評価手順に従って適合評価を実施する評価機関を選定してください (4.3 参照)。
- (2) 申請者は、JC-STAR 適合ラベル申請書に、必要な添付書類 (5.2 参照) を揃えて、機構が指定する方法により、機構に適合ラベルの取得申請を行います。
- (3) (2)で提出された書類一式が受領されると、機構から「受領番号」が記載された受領通知文が送付されます。機構に対して質問等を行う場合には、受領番号を明記するようにしてください。なお、この段階では、申請はまだ受理されていないことに留意してください。
- (4) 機構は、(2)で提出された書類一式について、経済産業省とともに必要な確認手続きを行い、内容に不備があれば申請者に申請差戻を行います。申請者は、申請差戻通知を受領したら、2 週間以内に必要な修正を行い、書類を再提出してください。2 週間以内に再提出がない場合、申請は申請者により取り下げられたものとして扱われます。

- (5) 確認手続の結果、申請受理可と判断されると、機構から「受理番号」が記載された「申請受付受理書兼申請手数料通知書」（様式 2-4）が申請者に発行されます。一方、申請受理不可と判断された場合には、申請は却下され、手続きは終了します。
- (6) 申請者は、申請受付受理書兼申請手数料通知書を受領したら、当該通知書に記載された額の申請手数料を支払ってください（5.3 参照）。所定の申請手数料の振込が行われるまで、認証作業は開始されないことに留意してください。
- (7) 申請時に別紙で定める「秘密保持規約」への同意が行われていますので、申請者の秘密情報については同規約に基づき取り扱われますが、申請者からの要望により、「適合評価・認証用秘密保持契約書（申請者用）」（様式 1-1）を追加で締結することができます（5.1 参照）。
- (8) 申請者は、申請受付受理書兼申請手数料通知書の写しと適合評価用提供物件を揃えて、評価機関に適合評価を依頼してください。評価機関への依頼が完了したら、評価機関から「評価機関評価業務適格性チェックリスト」（様式 1-5）が発行されますので、当該チェックリストを機構に提出してください。
- (9) 機構からは「認証作業担当通知書」（様式 1-7）が送付されるので、内容を確認してください。
- (10) 申請受付受理書兼申請手数料通知書の発行日以降に、本制度における評価機関による正式な適合評価が開始可能となります。このとき、適合評価に当たっては、当該受理書の発行日時点での、対象となる適合基準、評価手順、評価ガイドの最新バージョンが原則として使われます。旧バージョンの適合基準、評価手順、評価ガイドについては、当該受理書の発行日が当該バージョンに明記された猶予期間内である場合に限り、継続して利用することができます。
- (11) (8)で提出された評価機関評価業務適格性チェックリストの確認により、当該評価機関が適合評価業務を担当することに問題があると機構が判断した場合、問題点を解消するために機構、評価機関及び申請者の協議を実施しますので、協議に応じてください。なお、協議によっても問題点の解消ができないと機構が最終判断した場合、当該認証機関による適合評価は認められないこととなり、申請者に対して機構から評価機関の変更が指示されます。その場合、申請者は評価機関を変更するか、申請を取り下げるかを判断してください。
- (12) 評価機関が適合評価作業中に問題等を発見した場合、評価機関から申請者に所見報告書が発行されます。申請者は、所見報告書に記載された問題等の解決を速やかに図ってください。
- (13) 認証作業に関連して、必要があれば、機構から申請者及び評価機関に会合要請が行われることがあります。申請者は、要請があった場合、遅滞なく対応してください。会合の開催時期、形式等開催に必要な事項は、機構、申請者、評価機関の協議により決定します。
- (14) 評価機関による適合評価が終了すると評価機関から機構に「適合評価報告書」が提出されます。適合評価報告書を基にした認証機関の認証作業が終了すると、機構から申請者及び評価機関に評価報告書受理票が送付されます。申請受付受理書兼申請手数料通知書の発行日から 12 ヶ月以内に認証作業が終了しなかった場合、認証不可となり、申請が却下されます。
- (15) 認証作業が終了すると、機構から申請対象の IoT 製品に対する適合ラベルが申請者に交付されます。申請者は、交付された適合ラベルを自らの責任で管理してください。適

合ラベルは、第 7 章 適合ラベルの利用条件に従い、当該 IoT 製品等への貼付のほか、プロモーション等にも利用することができます。ただし、適合ラベルの著作権は、機構が保有することに留意してください。

- (16) 適合ラベルの交付と同時に、(2)で提出された書類一式に「公開」と指定された箇所の情報が、機構が管理する Web サイトの製品情報ページに掲載されます。ただし、ラベル取得製品リストへの掲載日の希望日を記載している場合には、当該希望日以降に速やかに掲載されます。申請者は、掲載された内容に誤り等がないことを確認してください。

6.3 申請中の申請書記載事項変更の取扱い

- (1) 申請者は、JC-STAR 適合ラベル申請書の記載事項に訂正や変更が生じた場合は、適合ラベル申請・取得の手続き状況に応じて、以下の対応を行います。
- ① 受領通知文が送付（6.1 (3) 又は 6.2 (3)）される前であれば、申請書記載事項の変更はできません。申請を取り下げ、申請をし直してください。
 - ② 自己適合宣言による適合ラベル申請の申請受付受理書兼申請手数料通知書の発行（6.1 (5)）以後、又は、適合評価・認証による適合ラベル申請の適合評価報告書の受理（6.2 (13)）以後においては、申請書記載事項の変更はできません。適合ラベルの交付後に、8.1 製品情報等の記載事項変更手続きを行ってください。
 - ③ 上記①、②に該当しない期間においては、申請書記載事項の変更が可能です。申請者は、「申請書記載事項訂正願」（様式 2-6）を機構に提出してください。ただし、変更内容によっては、必要な確認手続（6.1 (4)、6.2 (4)）をやり直すことがあります。その結果、一旦、申請受理された申請であっても、申請受理不可となる場合も有り得ることに留意してください。
- (2) (1)にかかわらず、以下のいずれかに該当する場合は、申請者は、速やかに申請書記載事項訂正願を提出してください。この場合、必要な確認手続（6.1 (4)、6.2 (4)）をやり直します。その結果、一旦、申請受理された申請であっても、申請受理不可となる場合も有り得ることに留意してください。
- ① 申請者が変更
 - ② 申請者の親会社の構成が変更
 - ③ 製品の製造方法の区分が「自社製造」から「OEM/ODM 製造」又は「自社工場製造と OEM/ODM 製造の併用」に変更
 - ④ OEM/ODM 製造の場合の製造ベンダー、又はその親会社の構成が変更
 - ⑤ ファームウェアの開発・保守方法の区分が「自社開発部門・保守部門のみで実施」から「部品・コンポーネントの生産会社からの供給を受けて対応」に変更
 - ⑥ 部品・コンポーネントの生産会社からの供給を受けている場合、実際にファームウェア開発・保守を行う企業、又はその親会社の構成が変更
- (3) 申請者は、JC-STAR 適合ラベル申請書以外の提出した添付書類を訂正又は変更する場合は、変更内容一覧表（書式は自由）と当該書類の差替えや改訂版も一緒に添付して、申請書記載事項訂正願を機構に提出してください。

6.4 申請中案件の申請取下げの取扱い

申請者は、申請取下げ手続を行う場合は、「申請・適合ラベル取下げ届」（様式 2-7）を機構に提出してください。申請取下げはいつでも行うことができます。

6.5 申請中案件の公開の取扱い

- (1) 適合評価・認証による適合ラベル申請の場合であって、申請中案件について IPA が管理する Web サイト内の「認証中の申請案件リスト」への掲載を希望する場合は、申請者は「認証中の申請案件掲載依頼書」（様式 2-8）を機構に提出してください。
- (2) 申請の受理通知後、速やかに「認証中の申請案件リスト」に掲載されます。
ただし、公開希望日の申し出がある場合、申請日の 2 週間後から 1 ヶ月後までの期間内で公開希望日を設定し、「認証中の申請案件掲載依頼書」の公開希望日に記入してください。公開希望日以降速やかに掲載されます。
- (3) 「認証中の申請案件掲載依頼書」の記載内容を変更したい場合は、申請者は「認証中の申請案件掲載依頼書」を再提出してください。その際、変更箇所を明示してください。

第 7 章 適合ラベルの利用条件

- (1) 申請者は、(2)に定める利用条件の下で、適合ラベルが交付された IoT 製品に対してのみ、適合ラベルを当該 IoT 機器筐体への貼付、同梱される取扱説明書への記載、マニュアル等への記載のほか、当該 IoT 製品のプロモーションのためのポスター、パンフレット、Web サイト、プレスリリース、文書、スライド等は無償で 사용할 ことができます。
- (2) 適合ラベルの利用条件を以下に定めます。
 - a. 適合ラベルが交付された IoT 製品（機構が管理する Web サイトの製品情報ページにて掲載されている製品型番に限る）以外の製品に対して、適合ラベルを利用しないこと。適合ラベルを利用しない場合であっても、“適合ラベルを取得している”、“適合ラベルを取得製品と同等品”など、誤認を与える（可能性がある場合を含む）説明を行わないこと。
 - b. 当該 IoT 製品の品質・安全性を担保証明する、又は保証すると誤認させるような、事実と異なる表示や説明を行わないこと。例えば、以下のようなものが該当する（これに限らない）。
 - 当該 IoT 製品が完全なセキュリティを提供している
 - 当該 IoT 製品には脆弱性がないことが確認された
 - 当該 IoT 製品は公的なお墨付きを得ている
 - 当該 IoT 製品はどんな利用環境でも安全に利用できる
 - c. 本制度又は適合ラベルの説明を記載する場合は、以下の例のようにその意義を誤解なく伝える記載とすること。
 - 適合ラベルが「セキュリティ要件適合評価及びラベリング制度（JC-STAR 制度）」の定めに従って交付されたことを示す
 - 適合ラベルは定められた適合基準への適合を示す
 - IoT 製品が予め具備するセキュリティ機能として満たしてほしい水準にあることを確認できる
 - 完全・完璧なセキュリティが確保されていることを保証するものではない
 - d. 適合ラベルが失効、又は付与が取消されていないこと。
 - e. 適合ラベルが失効、又は付与が取消された時点で、当該適合ラベルを使用している場合はその利用を中止すること。特に、Web サイトでの製品紹介や電子パンフレ

ットなど、電子的手段によるプロモーションでの利用は速やかに止めること。ただし、すでに製造・出荷された製品や印刷済のパンフレット等については回収を強要するものではない。

- f. 適合ラベルの使用は、判読可能な範囲内で単純に拡大・縮小する態様での使用に限る。縦横の比率を変更しての拡大縮小、規定以外の色の使用、反転、回転、変形、一部分を隠したり他のマーク等と結合・重合せ等、適合ラベルとしての統一性・独立性・視認性を損なう恐れのある加工・変更を行っていないこと。
 - g. その他、本制度又は適合ラベルの信頼性を毀損するような使い方をしないこと。
- (3) 機構は、(2)の利用条件のいずれかに違反していることを確認した場合、是正措置を指示しますので、申請者は指定された期間内に是正を行ってください。是正が行われなかった場合、適合ラベルの付与を取消します。

第 8 章 適合ラベル取得後の各種申請手続き

8.1 製品情報等の記載事項の変更手続き

- (1) 申請者は、「製品情報等記載事項変更・報告届」(様式 2-9)を提出します。なお、製品情報等記載事項変更・報告届に必要な応じて添付する文書は、原則として PDF ファイルで準備してください。PDF ファイルの利用が困難である場合、事前に機構に相談してください。
- (2) 機構は、(1)で提出された書類一式について必要な確認手続きを行い、内容に不備があれば申請者に当該変更・報告届を差戻します。申請者は、差戻通知を受領したら、2 週間以内に必要な修正を行い、再提出してください。2 週間以内に再提出がない場合、又は変更・報告届の受理となる見込みがないと判断された場合には当該変更・報告届は取り下げられたものとして扱われます。
- (3) 当該変更・報告届が受理されると、機構から受理の連絡があります。
- (4) 機構が管理する Web サイトの製品情報ページの情報において変更内容の該当箇所があれば、その記載が変更され、速やかに掲載されます。ただし、公開希望日が記載されている場合には、当該希望日以降に速やかに掲載されます。申請者は、掲載された変更内容に誤り等がないことを確認してください。

8.2 セキュリティ情報の記載事項の更新・記載手続

- (1) 申請者は、「セキュリティ情報記載事項更新・報告届」(様式 2-10)を提出します。なお、セキュリティ情報記載事項更新・報告届に必要な応じて添付する文書は、原則として PDF ファイルで準備してください。PDF ファイルの利用が困難な場合、事前に機構に相談してください。
- (2) 機構は、(1)で提出された書類一式について必要な確認手続きを行い、内容に不備があれば申請者に当該更新・報告届を差戻します。申請者は、差戻通知を受領したら、2 週間以内に必要な修正を行い、再提出してください。2 週間以内に再提出がない場合、又は更新・報告届の受理となる見込みがないと判断された場合には当該更新・報告届は取り下げられたものとして扱われます。
- (3) 当該変更・報告届が受理されると、機構から受理の連絡があります。
- (4) 機構が管理する Web サイトの製品情報ページの情報において届出内容の該当箇所があれば、その記載が速やかに掲載されます。なお、公開希望日が記載されている場合には、

原則として当該希望日以降に速やかに掲載されます。ただし、機構が早期の周知が必要と判断した場合にはその限りではありません。申請者は、掲載された更新内容に誤り等がないことを確認してください。

- (5) (1)において脆弱性情報が報告された場合、機構は当該脆弱性情報の深刻度を評価し、サーベイランスを実施するかどうかを判断します。サーベイランスを実施すると機構が判断した場合、機構からその旨を通知しますので、申請者はその指示に従わなければなりません。

8.3 製品型番の追加手続き

- (1) 申請者は、「製品型番追加届」（様式 2-11）を提出します。なお、製品型番追加届に必要な応じて添付する文書は、原則として PDF ファイルで準備してください。PDF ファイルの利用が困難な場合、事前に機構に相談してください。
- (2) 機構は、(1)で提出された書類一式について必要な確認手続きを行い、内容に不備があれば申請者に当該追加届を差戻します。申請者は、差戻通知を受領したら、2 週間以内に必要な修正を行い、再提出してください。2 週間以内に再提出がない場合、当該追加届は取り下げられたものとして扱われます。
- (3) 当該追加届が受理されると、機構から受理の連絡があります。
- (4) 機構が管理する Web サイトの製品情報ページの製品型番情報の記載が変更され、速やかに掲載されます。ただし、公開希望日が記載されている場合には、当該希望日以降に速やかに掲載されます。申請者は、掲載された変更内容に誤り等がないことを確認してください。

附 則（令和 7 年 3 月 11 日 2024 情セ技第 192 号）
この手引は、令和 7 年 3 月 11 日から施行する。

別紙

セキュリティ要件適合評価及びラベリング制度 秘密保持規約

（総則）

第1条 独立行政法人情報処理推進機構（以下「IPA」という。）は、セキュリティ要件適合評価及びラベリング制度（以下「本件ラベリング制度」という。）に関連する認証機関及びラベル発行機関の業務及びこれに付随する業務（以下「本件業務」と総称する。）を行うにあたり、申請者及び申請者より委任された代理人（以下代理人を含め「申請者等」という。）から提出される申請書に記載の内容、及び申請手続き中に必要に応じて添付／提出等される文書の取扱に関し次のとおり定める。

（秘密情報の定義）

第2条 本規約において「秘密情報」とは、本件業務に関連して申請者等から提出される申請書及び申請手続き中に必要に応じて添付／提出等される文書に記載された内容をいう。但し、上記申請書等又は申請手続きにおいて「ホームページに公開する」又は「Webサイトで公開する」と明示された項目に記載された内容及び当該項目に関連して申請手続き中に必要に応じて添付／提出等される文書に記載された内容については、①適合ラベル交付完了の時から、又は②ラベル取得製品リストへの掲載日の希望日を申請書に記載している場合には当該希望日に右リストへ掲載した時から、各々、秘密情報から除外する。

2 IPAは、秘密情報を複製、改変又は編集したものについても、秘密情報として扱う。

3 次の各号のいずれかに該当する情報は秘密情報から除外する。

- 一 申請時点において既に公知となっているもの。
- 二 申請後にIPAの故意又は過失によらず公知となったもの。
- 三 申請の前後を問わず、IPAが自ら知得し、又は正当な権限を有する第三者より秘密保持義務を負うことなく正当な手段により入手したもの。
- 四 申請者等から書面により開示を承諾されたもの。

（秘密保持義務）

第3条 IPAは、秘密情報について、善良なる管理者の注意をもってその秘密を保持するものとし、事前の書面による申請者等の承諾を得ることなく、本件ラベリング制度の監督部門である経済産業省商務情報政策局サイバーセキュリティ課以外の第三者への開示を行わない。

2 前項の規定は、法令の規定に基づき開示の義務が生じた場合であって、法令で定める範囲で法令で定める者に対して開示を行う場合には、適用しない。

3 前項に基づく開示に当たっては、本件ラベリング制度に対する社会的信頼性を維持する観点から、認証機関としてIPAが為し得る現実的かつ最善の対応措置として次の各号の措置を講じる。

- 一 適法に開示を命じられた部分に限り開示すること。

二 開示する情報が秘密情報である旨を、開示先に明示すること。

（秘密情報の使用目的）

第 4 条 IPA は、事前の書面による申請者等の承諾を得ることなく、秘密情報を本件業務以外の目的に使用せず、また、経済産業省商務情報政策局サイバーセキュリティ課に使用させない。

（損害賠償）

第 5 条 IPA が本規約に違反したことにより申請者等が損害を被った場合、IPA は申請者等に現実生じた通常かつ直接の損害に限り、且つこれを上限として、賠償する責を負う。これにより、法的原因の如何を問わず、申請者等に間接的、派生的、偶発的に生じた特別損害及び逸失利益、及び通常予見しえない損害等については、IPA は何ら責任を負わないことを確認する。

（秘密保持義務期間）

第 6 条 本規約で定める IPA の義務は、申請者等が提出した申請書及び添付等される文書を IPA が受領した日より発効し、本件業務の終了日、本件業務の取下げ日、又は本件業務により付与された適合ラベルの失効日若しくは付与取消し日、のいずれか最も早く到来した日から 10 年後の応当日の前日の満了をもって終了する。

2 前項の規定において適合ラベルの失効日については、延長手続きにより新たな失効日が設定された場合には、新たな失効日と読み替える。また、適合ラベルの自主取下げ手続きにより自主取下げ日の申請がなされた場合には、自主取下げ日と読み替える。

（秘密情報の廃棄等）

第 7 条 IPA は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに秘密情報を、自己の責任において破棄もしくは消去し、当該秘密情報を認識・使用できない状態にする。

一 その使用目的が終了したとき。

二 第 5 条に基づく秘密保持義務期間が満了したとき。

2 前項にかかわらず、秘密情報の一定期間の保管が法令等により義務付けられている場合は、IPA は、該当する秘密情報及び保管期間を書面にて事前に申請者等に通知して保有し続けた上で、当該保管期間が満了したときは前項に従う。

（準拠法）

第 8 条 本規約、及び本規約に基づき又はこれに関連して生じる各当事者の一切の権利及び義務は、日本国の法律に準拠し解釈される。

（管轄裁判所）

第 9 条 本規約に関する訴訟については、東京地方裁判所を唯一の第一審合意管轄裁判所とする。

（規約の変更）

第 10 条 IPA は、社会情勢・技術動向等に照らして、次に掲げる場合には、相当の予告期間を置いて本規約を変更することができる。

- 一 規約の変更が、申請者等の実質的な不利益にならないとき。
- 二 規約の変更が、本規約の趣旨に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他変更に係る事情に照らして合理的であるとき。

2 変更後の規約の発効日は、前項所定の予告の中で示すこととする。なお、本規約に従った IPA の言動は、変更後の規約下でも適法とみなす。

以上

別表

様式一覧表

様式の名前	様式番号
JSM-02-A の様式	
申請確認書	JSM-02-A 様式 2-1
JC-STAR 適合ラベル申請書	JSM-02-A 様式 2-2
委任状	JSM-02-A 様式 2-3
申請受付受理書兼申請手数料通知書	JSM-02-A 様式 2-4
振込通知書	JSM-02-A 様式 2-5
申請書記載事項訂正願	JSM-02-A 様式 2-6
申請・適合ラベル取下げ届	JSM-02-A 様式 2-7
認証中の申請案件掲載依頼書	JSM-02-A 様式 2-8
製品情報等記載事項変更・報告届	JSM-02-A 様式 2-9
セキュリティ情報記載事項更新・報告届	JSM-02-A 様式 2-10
製品型番追加届	JSM-02-A 様式 2-11
JSM-01-A の様式	
適合評価・認証用秘密保持契約書（申請者用）	JSM-01-A 様式 1-1
適合評価・認証用秘密保持契約書（開示者用）	JSM-01-A 様式 1-2
サーベイランス用秘密保持契約書（申請者用）	JSM-01-A 様式 1-3
サーベイランス用秘密保持契約書（開示者用）	JSM-01-A 様式 1-4
評価機関評価業務適格性チェックリスト	JSM-01-A 様式 1-5
認証要員適格性チェックリスト	JSM-01-A 様式 1-6
認証作業担当通知書	JSM-01-A 様式 1-7
インボイス請求書	JSM-01-A 様式 1-8
評価報告書受理票	JSM-01-A 様式 1-9

様式集

セキュリティ要件適合評価・認証 及びラベル取得申請等に係る様式集

別表 1 に掲げた様式を以下に掲載する。

（注）本手引で申請者が使用する様式のデータについては、
機構の Web サイトに掲載します。

《JSM-02-A の様式》

<https://www.ipa.go.jp/security/jc-star/kitei.html>

様式は申請及び管理等の便宜に資するために、変更することがありますので、
必ず最新版をご使用ください。

様式の内容に関する注意事項や補足事項を「記入例」に掲載してあります。
内容をご確認の上、記入例を参照して作成してください。

様式 2-1

申請確認書

年 月 日

独立行政法人情報処理推進機構

理事長 齊藤 裕 殿

「セキュリティ要件適合評価・認証及びラベル取得等に関する要求事項」(JSM-02) に基づき、JC-STAR 適合ラベル申請書に記載の通り、申請することを確認します。

申請製品の名称 (※1) :
申請企業の名称 (※1) :
今回の申請手続きの申請責任者 (※2) の所属企業名称 (※3) :
今回の申請手続きの申請責任者 (※2) の情報 : 申請責任者の所属部署・役職 : 申請責任者の氏名 : 申請責任者の連絡先 (Tel、E-mail) :
今回の申請手続きを実際に行う担当者の情報 (※4) : 担当者の所属部署・役職 : 担当者の氏名 : 担当者の連絡先 (Tel、E-mail) :
今回の申請手続きの申請責任者 (※2) の署名欄 (※5)

(※1) : 「JC-STAR 適合ラベル申請書」の「申請製品」「申請企業」の情報と同じであることが必要です。異なる場合、本委任状は受理されません。

(※2) : 実際に申請手続きを行う企業の申請責任者のことです。

申請代行の場合には、「**申請代行企業**」の申請責任者を記入してください。

- (※3) : 申請代行の場合には、委任状に記載の「申請代行企業」、及び「**JC-STAR 適合ラベル申請書**」の「申請代行企業」の情報と同じであることが必要です。
- (※4) : 「**JC-STAR 適合ラベル申請書**」の「申請者」（申請代行の場合は「申請代行者」）の情報と同じであることが必要です。
- (※5) : 署名方法として、「電子証明書（申請責任者の組織名義）を用いた電子署名」「申請責任者の記名押印」「申請責任者の署名（自署）」のいずれかで行ってください。

以上

JC-STAR 適合ラベル申請書

「JC-STAR 適合ラベル申請書」は、JC-STAR 適合ラベル申請を適切に行うため、次に掲げる事項を記入する専用シートを用意する。

1. 申請企業／申請者に関する情報

- 申請する適合基準レベル・適合基準バージョン
- 申請製品区分
- 申請企業の名称・法人番号（13桁）
- 申請企業の本社所在地（都道府県名／国名・地域名）
- 申請企業の親会社に関する情報
- 申請企業の親会社の名称
- 申請企業の親会社の本社所在地（都道府県名／国名・地域名）
- 申請者の氏名
- 申請者の所属・役職
- 申請者の電話番号・E-mail
- 申請代行企業の名称・法人番号（13桁）
- 申請代行企業の本社所在地（都道府県名／国名・地域名）
- 申請代行者の氏名
- 申請代行者の所属・役職
- 申請代行者の電話番号・E-mail

2. 製品に関する情報

- 申請製品の主な利用者
- 申請製品の製品類型
- 申請製品の名称
- 申請製品の製品型番
- 適合ラベル取得済製品との関連性
- 申請製品の製造ベンダーの名称
- 申請製品の製造国又は地域
- 申請製品の製造方法の区分
- 実際の製造ベンダーの企業名称・法人番号（13桁）
- 実際の製造ベンダーの本社所在地（都道府県名／国名・地域名）
- 実際の製造ベンダーの親会社に関する情報
- 実際の製造ベンダーの親会社の名称
- 実際の製造ベンダーの親会社の本社所在地（都道府県名／国名・地域名）
- 申請製品のサポート期間
- 申請製品のファームウェア名・バージョン名

- 申請製品のファームウェア開発・保守方法の区分
 - 実際のファームウェア開発・保守を行う企業名称
 - 実際のファームウェア開発・保守を行う企業の親会社に関する情報
 - 実際のファームウェア開発・保守を行う企業の親会社の名称
 - 実際のファームウェア開発・保守を行う企業の親会社の本社所在地（都道府県名／国名・地域名）
 - 部品・コンポーネントでの適合ラベル取得状況
 - 申請製品の製品概要
 - 申請製品のホームページ（URL）
 - （申請製品に関する、又は申請企業の）問合せ窓口
 - （申請製品に関する、又は申請企業の）不具合・脆弱性の届出窓口
 - （申請製品に関する、又は申請企業の）脆弱性開示ポリシー掲載ホームページ（URL）
 - 申請製品に関する電気通信事業法に基づく技術基準適合認定番号等（技適[T]マークの設計認証番号又は[A]マークの技術基準適合認定番号）
 - 申請製品に関する JC-STAR 以外のサイバーセキュリティ関連認証（CC 認証、CSA 認証など）の取得実績・認証番号
 - 申請製品のラベル取得製品リストへの掲載日の希望
3. 適合評価に関する情報
- 評価の方法
 - 評価者の所属企業名称
 - 評価者の氏名
 - 評価者の所属・役職
 - 評価完了日（申請日の 90 日前以内）
4. 申請内容に関する確認、規程・約款等への同意・確認
- 申請を行うために同意や確認が必要な事項

様式 2-3

委任状

年 月 日

独立行政法人情報処理推進機構

理事長 齊藤 裕 殿

申請企業の名称 (※1)
申請委任者の所属・役職
申請委任者の署名 (※2)

当社は、貴機構が管理する Web サイトに掲載されている「セキュリティ要件適合評価及びラベリング制度 (JC-STAR)」に適用されている「セキュリティ要件適合評価及びラベリング制度の基本規程 (JSS-01)」、「セキュリティ要件適合評価・認証及びラベル取得等に関する要求事項 (JSM-02)」、及び「セキュリティ要件適合評価・認証及びラベル取得申請等のための手引 (JSM-02-A)」を閲覧し、その内容を理解したうえで、以下のとおり、申請代行者に委任内容に記載の権限に委任します。

委任内容 (例) :

1. 「委任する申請製品の名称を記載」のための JC-STAR 適合ラベル申請に関する一切の手続きを為す件
2. 同申請に付随して必要となる秘密保持規約等の同意、及び秘密保持秘密保持契約の締結を、下記申請代理企業名で提出／締結する件
3. 適合ラベル交付後に申請書の記載内容の変更・訂正を為す件
4. 適合ラベルの有効期間延長申請に関する一切の手続きを為す件
5. 適合ラベルを取り下げに関する一切の手続きを為す件

申請代行企業の名称 (※3) :

(※1) : 「JC-STAR 適合ラベル申請書」の「申請企業」の情報と同じであることが必要です。

異なる場合、本委任状は受理されません。

(※2) : 署名方法として、「電子証明書 (申請委任者の組織名義) を用いた電子署名」「申請委任者の記名押印」「申請委任者の署名 (自署)」のいずれかで行ってください。

(※3) : 「JC-STAR 適合ラベル申請書」の「申請代行企業」の情報と同じであることが必要です。異なる場合、本委任状は受理されません。

以上

様式 2-4

申請受付受理書兼申請手数料通知書

年 月 日

申請者の名称

所属、役職名

申請責任者名

殿

独立行政法人情報処理推進機構
セキュリティセンター 技術評価部
JC-STAR 担当

【受領番号： 】の JC-STAR 適合ラベル申請につき、申請書類一式を確認した結果、申請を受理しましたので、お知らせします。

つきましては、今後の手続きでは、以下の受理番号をご使用ください。

受理番号：

また、申請の受理に伴い、下記の通り、申請手数料の支払いをお願いいたします。
なお、インボイス請求書が必要な場合は、ご連絡ください。

ご請求金額： 円

【振込先】

みずほ銀行 本店 普通 6852427

フリガナ ドク) ジョウホウショリスイシンキコウ
(口座名義) 独立行政法人 情報処理推進機構

【振込に当たっての注意】

- 振込に当たっては、振込者名の前 (又は備考) に「受理番号」を記入ください。
- 振込予定日の 2 営業日前までに「振込通知書」(様式 2-5) を機構に提出ください。
提出がないと、振込確認が遅れる場合があります。
- 本受理書の発行日より 60 日以内にお振込みください。
事前連絡なく、60 日を過ぎても振込がない場合、申請が取り下げられたものとして扱います。
- お振込み手数料は貴社にてご負担願います。

以上
様式 2-5

振込通知書

年 月 日

独立行政法人情報処理推進機構
セキュリティセンター 技術評価部
JC-STAR 担当

申請企業の名称 (※1)
申請者の所属・役職 (※1)
申請者の氏名 (※1)

下記の通り、振込を行う予定としておりますので、ご連絡いたします。

振込名義人 :
振込予定日 : 年 月 日
振込金額合計 : 円

(振込内訳)

振込対象受理番号	金額

(※1) : 申請代行の場合には、「申請代行企業」の申請代行者の情報を記入してください。

以上

様式 2-6

申請書記載事項訂正願

年 月 日

独立行政法人情報処理推進機構
セキュリティセンター 技術評価部
JC-STAR 担当

申請企業の名称 (※1)
申請者の所属・役職 (※1、※2)
申請者の氏名 (※1、※2)

以下の申請書について、下記のとおり記載事項を訂正したくお願いします。

【現在の届出内容】

1. 申請製品の名称	
2. 受領番号又は受理番号	
3. 申請者名 (※1、※2) の連絡先 (Tel、E-mail) :	

(※1): 「JC-STAR 適合ラベル申請書」に記載されている「申請者」(申請代行の場合は「申請代行者」)の情報と同じであることが必要です。異なっている場合には受理されません。

(※2): 申請者が交代する場合は、今までの申請者の情報を記入ください。訂正内容に新たな申請者の情報を記入ください。

【訂正理由】

訂正の理由を記入ください (別紙添付も可)。

【訂正内容】

訂正項目を以下から選択してください

- | | |
|--|--|
| ☐ 申請製品区分 | ・ 申請者 (担当者) の連絡先情報 |
| ・ 申請代行者の情報 | ・ 製品の主な利用者 |
| ・ 製品類型 | ・ 製品名称 |
| ☐ 製品型番 | ☐ 適合ラベル取得済製品との関連性 |
| ・ サポート期間 | ☐ ファームウェア名・バージョン名 |
| ☐ 部品・コンポーネントでの適合ラベル取得状況 | ・ 製品概要 |
| ・ 製品 URL | ・ 問合せ窓口 |
| ・ 脆弱性届出窓口 | ・ 脆弱性開示ポリシーURL |
| ☐ 技適認定番号 | ・ その他の認証番号 |
| ☐ その他 | |

以下の訂正は受理作業のやり直し対象

- | | |
|--|--|
| ☐ 申請企業の変更 | ☐ 申請企業の親会社情報の変更 |
| ☐ 製造国又は地域の変更 | ☐ 製造方法の区分の変更 |
| ☐ 実際の製造ベンダー企業の変更 | ☐ 実際の製造ベンダー企業の親会社情報の変更 |
| ☐ ファームウェアの開発・保守方法の区分の変更 | ☐ ファームウェアの開発・保守を行う企業の変更 |
| ☐ ファームウェアの開発・保守を行う企業の親会社情報の変更 | |

以下に訂正内容を具体的に記入し、訂正箇所が明確になるようにアンダーラインを引いてください (別紙添付も可)。なお、項目によっては内容の変更ができない場合や追加の文書類の提出が求められる場合があります。

以上

様式 2-7

申請・適合ラベル取下げ届

年 月 日

独立行政法人情報処理推進機構

理事長 齊藤 裕 殿

以下の申請製品について、下記 3. の理由により〔申請の取下げ・適合ラベルの取下げ〕をしたく届出ます。

申請製品の名称 (※1)：	
申請企業の名称 (※1)：	
申請の種別 (該当するものを選択し、番号を記入)	
☐ JC-STAR 適合ラベル申請	☐ 受領番号又は受理番号：
☐ 適合ラベル有効期間延長申請 ☐ 適合ラベル再評価申請 ☐ 適合ラベル取下げ	☐ 登録番号：
取下げの理由：	
今回の手続きの申請責任者 (※2) の所属企業名称 (※3)：	

今回の手続きの申請責任者 (※2) の情報 : 申請責任者の所属部署・役職 : 申請責任者の氏名 : 申請責任者の連絡先 (Tel、E-mail) :
今回の手続きを実際に行う担当者の情報 (※4) : 担当者の所属部署・役職 : 担当者の氏名 : 担当者の連絡先 (Tel、E-mail) :
今回の手続きの申請責任者 (※2) の署名欄 (※5)

- (※1) : 「JC-STAR 適合ラベル申請書」に記載されている「申請製品」「申請企業」の情報と同じであることが必要です。異なる場合、本届は受理されません。
- (※2) : 実際に本手続きを行う企業の申請責任者のことです。
申請代行の場合には、「申請代行企業」の申請責任者を記入してください。
- (※3) : 申請代行の場合には、委任状に記載の「申請代行企業」、及び「JC-STAR 適合ラベル申請書」の「申請代行企業」の情報と同じであることが必要です。
- (※4) : 「JC-STAR 適合ラベル申請書」の「申請者」(申請代行の場合は「申請代行者」)の情報と同じであることが必要です。
- (※5) : 署名方法として、「電子証明書(申請責任者の組織名義)を用いた電子署名」「申請責任者の記名押印」「申請責任者の署名(自署)」のいずれかで行ってください。

以上

様式 2-8

認証中の申請案件掲載依頼書

年 月 日

独立行政法人情報処理推進機構
セキュリティセンター 技術評価部
JC-STAR 担当

申請企業の名称 (※1)
申請者の所属・役職 (※1)
申請者の氏名 (※1)

以下の申請製品について、機構が管理する Web サイトの「認証中の申請案件リスト」への掲載を以下のとおり依頼します。

公開希望日：なし ・ 年 月 日

※公開希望日がある場合の受付期間：公開希望日の 1 か月前～2 週間前まで

【現在の届出内容】

1. 申請製品の名称	
2. 受領番号又は受理番号	
3. 申請者名 (※1) の連絡先 (Tel、E-mail) :	

(※1) : 「JC-STAR 適合ラベル申請書」に記載されている「申請者」(申請代行の場合は「申請代行者」) の情報と同じであることが必要です。
異なっている場合、本依頼書は受理されません。

【掲載される情報】

- 申請受理日
- 申請企業の名称
- 申請製品の名称
- 申請中の適合基準レベル
- 問合せ窓口

以上

様式 2-9

製品情報等記載事項変更・報告届

年 月 日

独立行政法人情報処理推進機構
セキュリティセンター 技術評価部
JC-STAR 担当

申請企業の名称 (※1)
申請者の所属・役職 (※1、※2)
申請者の氏名 (※1、※2)

以下の適合ラベル取得製品について、下記のとおり、製品情報等の記載事項を変更したく、報告いたします。

【適合ラベル取得製品の情報】

1. 適合ラベル取得製品の名称	
2. 登録番号	
3. 申請者名 (※1、※2) の連絡先 (Tel、E-mail) :	

(※1) : 「JC-STAR 適合ラベル」で登録されている「申請者」(申請代行の場合は「申請代行
者」)の情報と同じであることが必要です。異なっている場合には受理されません。
(※2) : 申請者が交代する場合は、今までの申請者の情報を記入ください。訂正内容に新た
な申請者の情報を記入ください。

【変更理由】

変更の理由を記入ください (別紙添付も可)。
公開希望日 : なし ・ 年 月 日 ※公開対象の場合 (公開希望日の 1 か月前～2 週間前までに届けてください)

【変更内容】

変更項目を以下から選択してください

- | | |
|--|----------------|
| ・ 申請者（担当者）の連絡先情報 | ・ 申請代行者の情報 |
| ・ 製品の主な利用者 | ・ 製品類型 |
| ・ 製品名称 | ・ サポート期間 |
| ☐ 部品・コンポーネントでの適合ラベル取得状況 | ・ 製品概要 |
| ・ 製品 URL | ・ 問合せ窓口 |
| ・ 脆弱性届出窓口 | ・ 脆弱性開示ポリシーURL |
| ☐ 技適認定番号 | ・ その他の認証番号 |
| ☐ その他 | |

本届では以下の変更はできません

- | | |
|-------------------------------|--------------------------|
| ● 製品型番の追加 | ● ファームウェア・バージョンのアップデート情報 |
| ● 申請企業の変更 | ● 申請企業の親会社情報の変更 |
| ● 製造国又は地域の変更 | ● 製造方法の区分の変更 |
| ● 実際の製造ベンダー企業の変更 | ● 実際の製造ベンダー企業の親会社情報の変更 |
| ● ファームウェアの開発・保守方法の区分の変更 | ● ファームウェアの開発・保守を行う企業の変更 |
| ● ファームウェアの開発・保守を行う企業の親会社情報の変更 | ● 周知したいセキュリティ情報の報告 |
| ● 脆弱性関連情報の報告 | |

変更内容を具体的に記入し、変更箇所が明確になるようにアンダーラインを引いてください（別紙添付も可）。なお、項目によっては内容の変更ができない場合や追加の文書類の提出が求められる場合があります。

以上

様式 2-10

セキュリティ情報記載事項更新・報告届

年 月 日

独立行政法人情報処理推進機構
 セキュリティセンター 技術評価部
 JC-STAR 担当

申請企業の名称 (※1)
 申請者の所属・役職 (※1)
 申請者の氏名 (※1)

以下の適合ラベル取得製品について、下記のとおり、セキュリティ情報に関する記載事項を更新したく、報告いたします。

【適合ラベル取得製品の情報】

1. 適合ラベル取得製品の名称	
2. 登録番号	
3. 申請者名 (※1) の連絡先 (Tel、E-mail) :	

(※1): 「JC-STAR 適合ラベル」で登録されている「申請者」(申請代行の場合は「申請代行
 者」) の情報と同じであることが必要です。異なっている場合には受理されません。

【更新・報告理由】

更新・報告項目を以下から選択してください ・ ファームウェア・バージョンのアップデート情報 (脆弱性対応済ファームウェア情報) の提供 (※公開対象) ・ 機構が管理する Web サイトの製品情報ページを通じて周知したいセキュリティ情報 (※公開対象) ☐ 脆弱性関連情報の報告 ☐ その他、セキュリティに関連する事項の報告
公開希望日: なし ・ 年 月 日

※公開対象の場合 (公開希望日の1か月前～2週間前までに届けてください。ただし、機構が早期の公開が必要と判断した場合には公開希望日にかかわらず公開することがあります。)

更新・報告内容を具体的に記入し、変更があれば変更箇所が明確になるようにアンダーラインを引いてください (別紙添付も可)。なお、項目によっては追加の文書類の提出が求められる場合があります。

以上

様式 2-11

製品型番追加届

年 月 日

独立行政法人情報処理推進機構
セキュリティセンター 技術評価部
JC-STAR 担当

申請企業の名称 (※1)
申請者の所属・役職 (※1)
申請者の氏名 (※1)

以下の適合ラベル取得製品について、下記のとおり、製品型番を追加したく届出ます。

【適合ラベル取得製品の情報】

1. 適合ラベル取得製品の名称	
2. 登録番号	
3. 申請者名 (※1) の連絡先 (Tel、E-mail) :	

(※1): 「JC-STAR 適合ラベル」で登録されている「申請者」(申請代行の場合は「申請代行者」)の情報と同じであることが必要です。異なっている場合には受理されません。

【追加する製品型番】

公開希望日: なし ・ 年 月 日 ※ 公開希望日の 1 か月前～2 週間前までに届けてください。
追加する製品型番を具体的に記入し、変更があれば変更箇所が明確になるようにアンダーラインを引いてください (別紙添付も可)。 ※注意: 製品型番の削除はできません。製品型番の削除を希望する場合、適合ラベルの取り直しが必要になります。

以上